

石岡市府中三丁目

石岡市教育委員会 小杉山大輔

遺跡の概要

天平 13 年（741）、聖武天皇の命により、全国に国分寺と国分尼寺が創建されます。当時、聖武天皇は疫病の流行やそれに伴う重臣たちの病死、家臣の謀反、某王と記される長男の死など様々な不幸に見舞われていました。このような国の災いを仏教の力で治めようとしたのです。したがって、国分寺とは国の安寧を祈願するための施設であり、僧侶が教えを説き、信者を獲得するような寺院とは異なります。正式名称を「金光明四天王護国之寺」といいますが、これは「金光明最勝王経」を唱えることで多聞天や増長天といった四天王が国を護るという意味であることも護国のための寺院であることを示しています。

さて、上記のような理由から全国に国分寺・国分尼寺の建物が促進されていくのですが、常陸国の場合には国府のある石岡市がその土地として選ばれました。常陸国分寺跡に関する調査や顕彰の歴史は意外と古く、現在の国

分寺の境内には明治時代の顕彰碑が建っています。その後、大正 11 年には国指定、昭和 27 年には特別史跡に指定されています。特別史跡とは全国に約 1800 件指定されている国史跡から特に歴史的に価値の高いものが指定されるもので、全国には 63 件しかありません。茨城県内には 3 件の特別史跡が存在し、1 件は水戸市の旧弘道館で、残りの 2 件が石岡市の常陸国分寺跡と常陸国分尼寺跡です。国分寺では他に遠江国分寺跡（静岡県磐田市）、讃岐国分寺跡（香川県高松市）が特別史跡となっていますが、尼寺で特別史跡となっているのは常陸国だけです。また、国分寺・尼寺の両方が特別史跡となっているのは石岡市だけとなります。昭和 27 年当時、如何に石岡市の文化財の評価が高かったかがよく分かります。

これまでの境内での発掘調査では中門跡から東西に延びる回廊跡が金堂跡に接続し、金堂跡の北側には講堂跡が確認されています。また、金堂跡の北西側には鐘楼跡が確認されました。

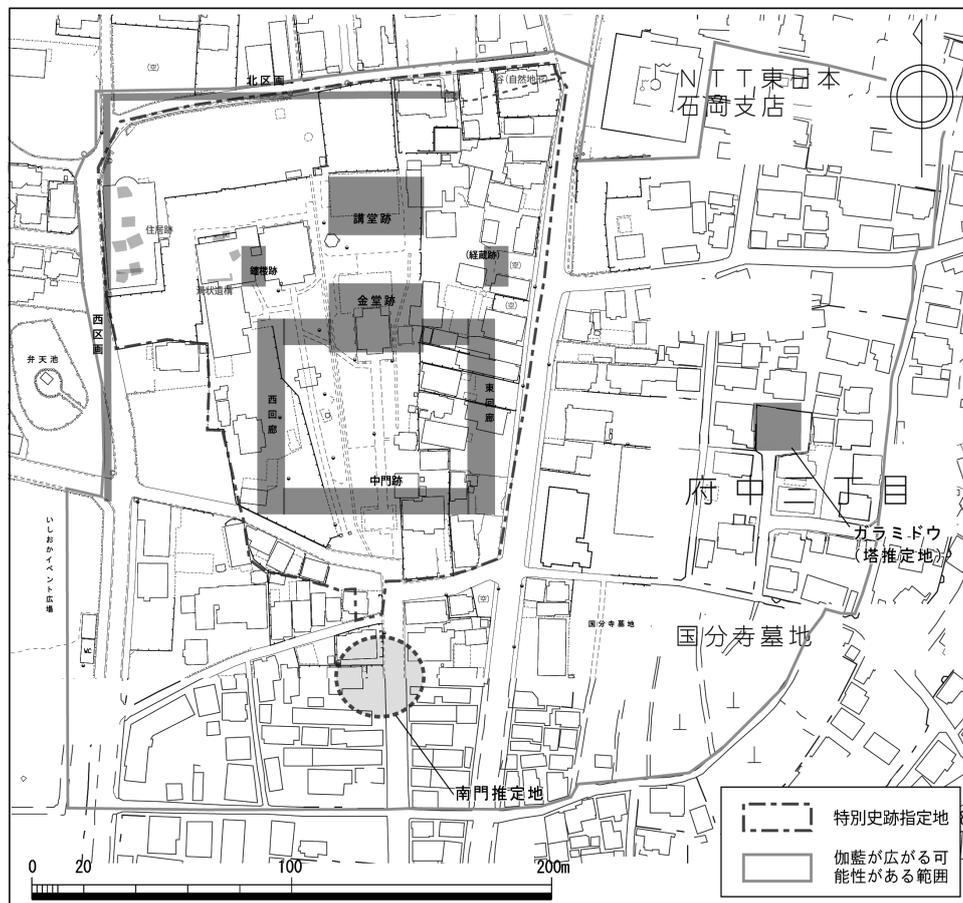


図1 ガラミドウ位置図

その後の調査では西回廊が幅9mを計る複廊であったことが判明しています。また、史跡の範囲外の調査ですが、伽藍を区画する溝が検出され、その中に大量の瓦が埋没していました。この出土状況から、常陸国分寺の西側には築地塀が存在した可能性が指摘されています。

平成28年度からは石岡市教育委員会において「特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画」の策定がはじまります。この計画の策定に際し、文化庁の指導のもと、初めて現国分寺東側の住宅地に対して発掘調査が行われました。この結果、遺跡は削平されることなく、東側の回廊跡や金堂跡の南東側のコーナーと思われる版築が確認されています。

さらに、今回紹介するガラミドウ地区の調査を行うこととなりました。当地には江戸期より「ガラミドウ」という地名が残っていて、これが「伽藍の塔」が転訛したものといわれていたのです。伽藍とは金堂や講堂といった寺院の重要施設を指す用語であることから、塔が存在したのではないかと考えられていました。実際に廣瀬栄一により礎石が残存していることが報告されています。廣瀬栄一は大学時代に人類学や考古学に傾倒し、酒造業を営む傍らで、県内外で調査を行っていました。石岡市では保存活用計画では伽藍が広がる範囲を検討する必要があり、塔に関する伝承地を調査する必要があったのです。

廣瀬栄一の次に当地を国分寺の塔跡と位置付けたのは斎藤忠でした。斎藤は鐘楼跡の発掘調査も行っていますが、国分寺周辺の状況調査も入念に行いました。

さらに、黒澤彰哉は当地で採集された瓦が単弁二〇葉蓮華文（文様の種類から7109型式と識別されています）を持つ軒丸瓦であることから、創建当初の塔跡ではなく、再建されたものであると考えました。

調査の結果

このように、これまで学史上何度も取り上げられてきた「ガラミドウ」でしたが、ようやく令和元年に発掘調査の手が入ります。

発掘調査は幅1m×長さ数メートルの調査区を設定し、手掘りで行われました。このように細かい調査区のことを考古学の世界では「トレンチ」といい、調査をした順に番号をふって、T-1～6まで設定しました。

まず、T-1の調査ではいきなり「版築」という技術で行われた地盤改良の跡が確認されました。版築とは土

を突き固めて建物の土台や基壇を作る方法のことで、主に古代寺院・官衙の礎石立建物の基礎に使われます。棒で突き固めていることから、土層は非常に硬く、また縞状に土が堆積しているのが特徴です。逆にいうと、この版築遺構が確認された時点で当地に古代寺院や役所の跡が存在することが早くも確定されたということになります。ただし、調査の目的としては重要遺構の範囲を確認することにありましたので、すぐにT-2を設定し、西側の広がりを確認することとしました。しかし、T-2でも版築遺構の西端を確認するにはいたることができず、敷地を越えてさらに西側まで延びることが現実となりました。

そこで、次は東側の範囲を確認するため、T-3及び4を設定しました。最初にT-3を掘削しましたが、東端は確認できず、さらにT-4を掘削しました。その結果、漏斗状にすぼまりながら造成されている版築遺構の東端が確認されたのです。この段階で版築遺構の東端から調査した敷地の西端までが15mであったことから、この遺構の東西長は15m以上のものであることが判明しました。

確認された版築遺構は関東ローム層に起因する赤土や表土であったと思われる黒土、さらにこれらの土が混在している土が観察され、厚さは数cmから20cmほどでした。当然ですが、非常に硬くしていました。また、T-1をさらに掘り込み、版築全体の厚さも確認したところ1.4mのところ関東ローム層を確認できました。

令和2年度は文化庁の指示もあり、版築遺構の南側を確認することを目標としました。過去に敷地南側で個人住宅建設に伴い試掘調査を行いました。この時は版築遺構は確認されていません。したがって、南側は今回調査を行った敷地内で収まると考えられました。

そこで、T-5の掘削を行いました。結果、遺構上面が削平されていたものの版築遺構が確認され南側がほぼ確定できました。T-6は版築遺構のコーナー部分を狙い掘削を行いました。上層部の攪乱が激しく、想定どおりの場所からコーナーを確認することはできませんでした。ただし、この2つのトレンチに共通していたことは、T-4と同様に漏斗状にすぼまるように遺構が掘削されていたことでした。やはり、確認された版築遺構の南端部分から、調査を行った敷地の北端までが15mほどとなるので版築遺構自体は北側に隣接する民家まで延びるものと想定されました。

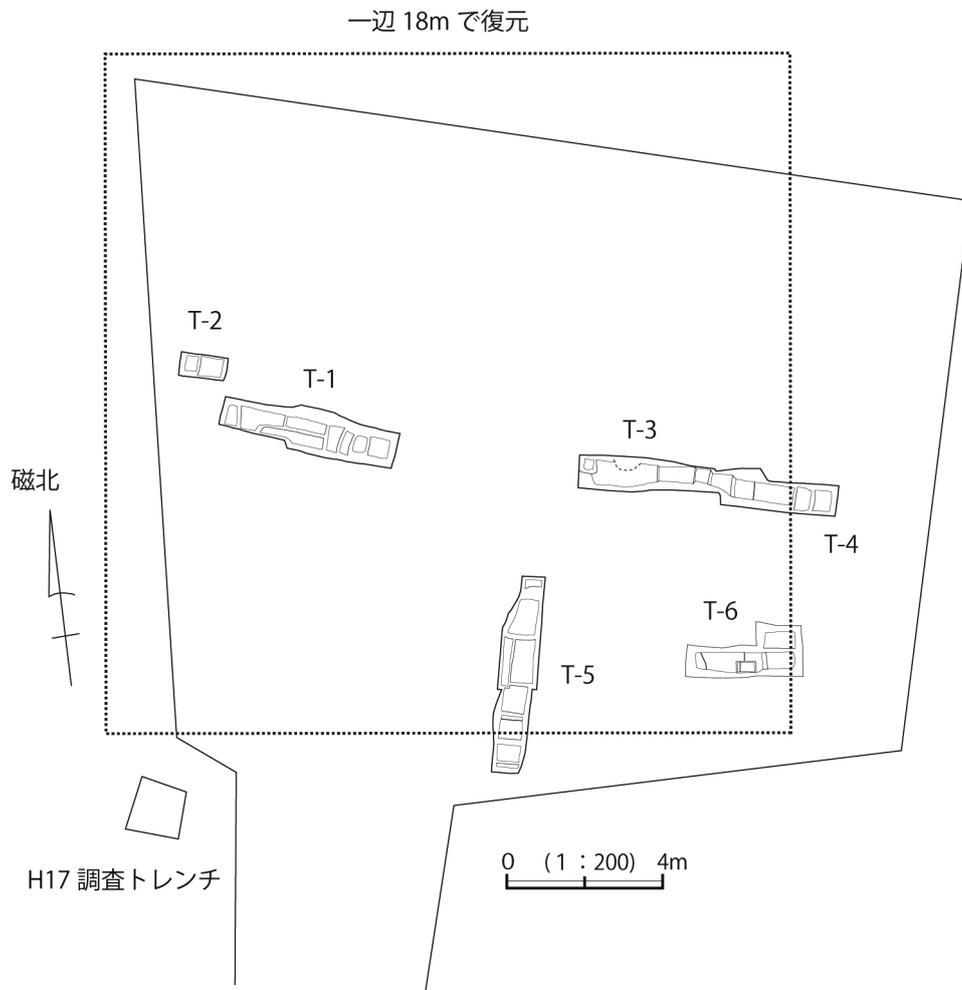


図2 ガラミドウ地区 トレンチ配置図

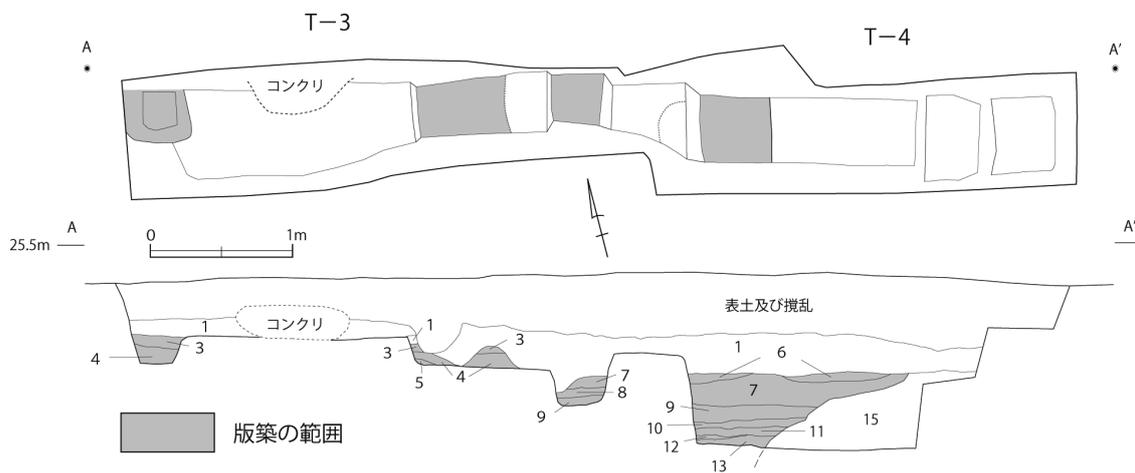


図3 T-3, 4 平面図及び断面図

最後に、この遺構の年代について考えてみます。まず、瓦ですが黒澤彰哉の従来の研究のとおり 7109 軒丸瓦（9世紀半ばから後半）が多く確認されました。また、それに後続する軒丸瓦に加え、軒平瓦もそれとセット関係にあるものが確認されています。ただし、瓦は葺き替えを

行うと古い瓦が廃棄されることもあるので、瓦だけでは遺構の創建年代を確定はできません。そこで、注目されるのは版築遺構中に存在した瓦や土器です。通常、古代寺院では塔（仏舎利の安置施設）や金堂（本尊を安置する施設）が重要視されることから、順番としては先に作

られることが多く、通常版築内には瓦は含まれません。今回の版築遺構が瓦を伴うということは周囲にすでに瓦葺建物が存在したことを意味していて、順番としては後出した建物ということになります。そうすると土器の年代が問題となります。結論をいうと年代が程度判明している土器のうち一番新しいものが9世紀半ばのものでした。これは葺かれていた瓦の年代とも齟齬がないことから、建物の創建期が9世紀半ばごろと考えることができます。

さらに、もうひとつ注目される瓦があります。それは「隅切瓦(すみきりかわら)」というやや特殊な瓦です。これは平瓦の上側を焼成前に斜めに裁断するもので、建物の隅棟に接する部分に葺きます。平瓦が2387点検出されているのに対し、隅切瓦は3点です。この瓦が存在したということは建物の屋根に隅棟が存在したということになるので、総瓦葺きで

少なくとも切妻造りの建物ではなかったということが分かるのです。

もう一点、注目されるのは銅製品です。この遺物自体は表土層の近現代の遺物とともに出土したため、この遺物だけでは年代は確定できません。しかし、断面がわずかに湾曲していることと、口の部分の丸い形状から風鐸の可能性あります。風鐸とは金堂や塔などの屋根のコーナー部分を飾る鐘状の製品です。この破片だけでは風鐸かどうかは判断が難しいのですが、今後調査を行うことがあれば、このような銅製品にも注意する必要があります。

遺構の性格

以上のことから今回の発掘調査の結果、9世紀半ばに造成され、1辺15m以上×深さ1.4mの版築遺構が確認されたということになります。しかし、これだけでは一

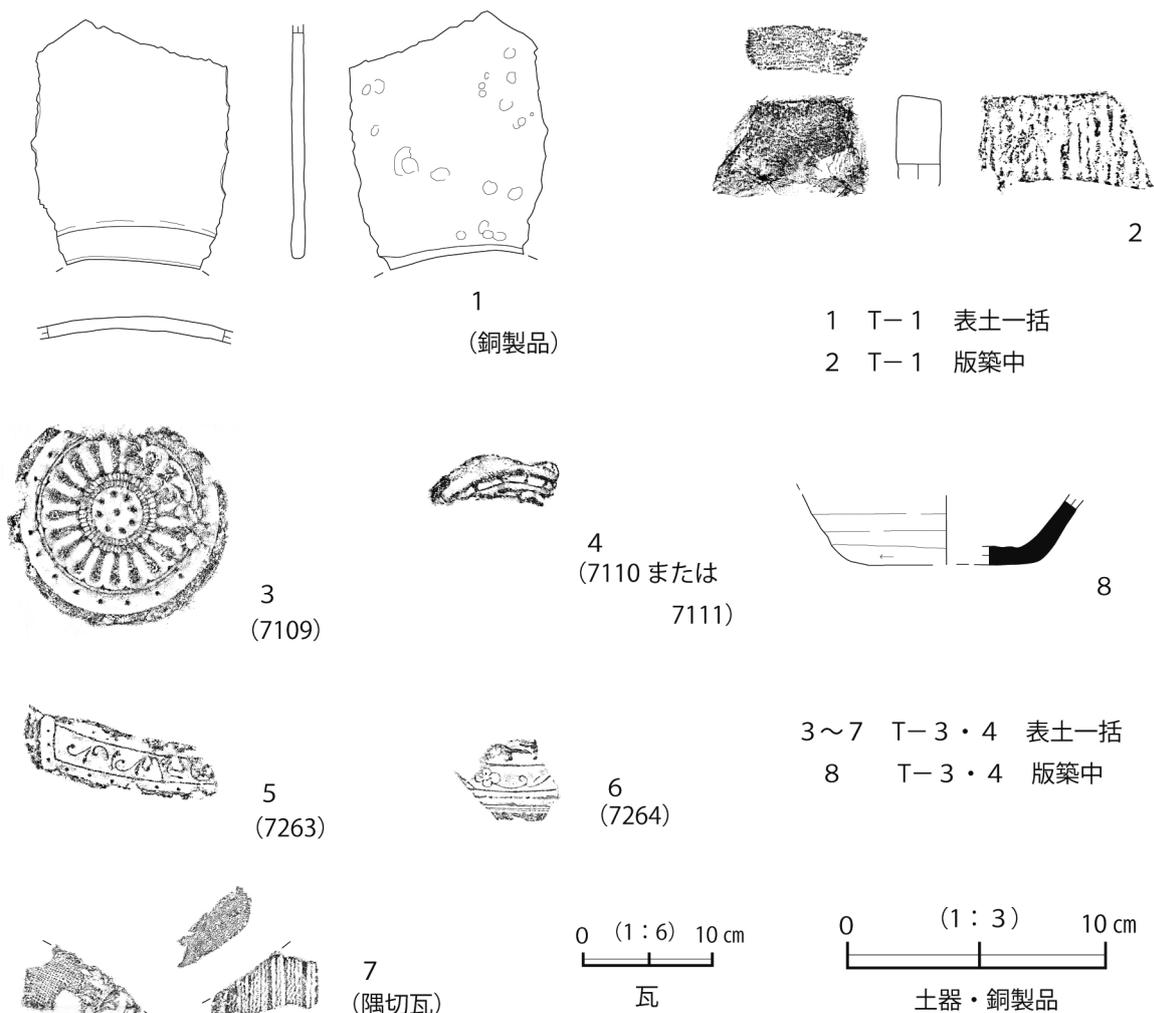


図4 ガラミドウ地区 出土遺物

体何が建設されたのかは、屋根が切妻造りではないということ以外は明確にできません。従来の研究のように塔であればこの遺構が正方形になって欲しいところですが、北側と西側を確認すると長方形になってしまう可能性すらあるのです。そこで、ここではこれまでに常陸国分寺跡で確認された版築遺構の深さをみてみましょう。

従来の調査では平成24年の回廊跡の調査で0.6m、昭和57年の金堂跡の調査では1.4m、昭和53年の鐘楼跡の調査では0.9mの版築が確認されています。版築自体は必ずしも地下のみに施される訳ではなく、地上部分の基壇にも用いられます。また、回廊と鐘楼のどちらが地表面に負荷が多くかかるかも不明確です。したがって、あくまでも参考ですが、概ね金堂のように重要かつ規模の大きい施設ほど地盤改良をしっかりと行っていると考えられます。今回確認された版築遺構は深さが1.4mでしたので、金堂に相当する施設が存在したということになります。

また、従来の調査で確認された伽藍の重要施設をみると、中門・回廊・金堂・講堂・鐘楼です。一方、未発見のものは南門・経蔵・塔・僧房が想定されます。一般的に南門は中門の南側に、経蔵は鐘楼と対になり金堂の北東側に、僧房は講堂の北側に位置することが多く、これらの施設の場所をガラミドウ地区に想定することは困難です。また、塔に関しては金堂の東側や西側、回廊の内側など様々な場所から出土します。

少し煩雑になりましたのでここまでの話をまとめてみます。

- ① 一辺15m以上、深さ1.4mの巨大な版築遺構であり、金堂に相当する施設が存在したと想定できる
- ② 創建年代は9世紀半ば
- ③ 伽藍配置から南門・経蔵・僧房は想定しづらい
- ④ そもそも「伽藍の塔」が転訛したとされる「ガラミドウ」という地名があった

以上、4点が主な調査成果です。これらを考慮すると今回の調査で確認された遺構はこれまでの説どおり、再建された塔跡であると考えるのが妥当と思われる。

しかし、国分寺の創建から100年近くがたち、それでもなお勢力が衰えることなく、塔を地盤から作り変えるというのはどのような事情があったのでしょうか。地震や落雷などの自然現象で当初の塔が崩れたのでしょうか。郡司層が位を得るための寄付をしたのでしょうか（献物叙位といいます）。今回の調査では歴史的背景までは解決

できませんでしたが、今後の課題として調査を継続していく必要があります。

おわりに

かつて読売新聞の記者であり、郷土史家でもあった今泉義文は「がらみ堂のこと」という手記を残しています。この中で「だが史蹟として指定に漏れたことには理由があった。文部省黒板博士一行が、視察一調査にお見えになった時、こゝをお見せしなかったのだ」と書かれています。黒板博士は内務省からの依頼で重要な「史蹟名勝天然記念物」を調査していた黒板勝美のことであると思われる。残念ながら当時ガラミドウは史蹟指定されることはありませんでしたが、国指定から100年、特別史蹟指定から70年目にしてようやく追加指定されることとなりました。先人たちのガラミドウに対する思いを無駄にしないよう将来に確実に伝えることが後に残された我々の務めではないでしょうか。

引用文献

- 廣瀬栄一・角田文次 1938 「常陸国分寺」『国分寺の研究』上巻
今泉義文 1971 「がらみ堂のこと」『常陸国分寺の塔心礎』石岡市郷土資料37 石岡史蹟保存会
斎藤忠 1981 『常陸国分僧寺の堂塔跡と寺域の研究』斎藤考古学研究所紀要第1 吉川弘文館
黒澤彰哉 2019 「常陸国府系瓦の成立と展開―昼間・宮原論文の検証を中心として」『婆良岐考古』41
石岡市教育委員会 1983 『常陸国分僧寺跡発掘調査報告Ⅱ―金堂跡・講堂跡の確認調査―』
石岡市史編さん委員会 1983 『石岡市史』中巻I
石岡市教育委員会 2011 『市内遺跡発掘調査報告書』6
石岡市教育委員会 2021 『廣瀬栄一コレクション―瓦編―』
石岡市立ふるさと歴史館第28回企画展
石岡市教育委員会 2022 『市内遺跡発掘調査報告書』13



写真1 T-4 版築の様子（東から）

壁面に縞状に線が引かれているのが版築の様子です。建物を建設するに当たり、棒で土を突き固め、地盤改良を行っています。版築は漏斗のようにすぼまりながら行われている様子が確認されました。



写真2 T-4 版築出土須恵器（南から）

図4の8番の遺物の検出状況です。版築遺構内から検出されるということは、地盤改良中にすでにこの須恵器が存在していたということです。遺構の年代を推定する住協な根拠となります。



写真3 T-1 版築の様子（西から）

版築遺構の深さを確認するため、一部を掘り込みました。その結果、深さが1.4mに達し、金堂に匹敵する規模の建物が存在したものと考えられます。



写真4 薬師寺金堂の風鐸（筆者撮影）

奈良県に存在する薬師寺に復元された金堂です。屋根のコーナー（隅木）部分に風鐸が設置されています。筑西市の新治廃寺跡でも口の部分が湾曲した風鐸が出土しています。図4の1もこのような形状をしていた可能性があります。